

教育実習受け入れに係る要項

群馬県立桐生特別支援学校

1 教育実習の受け入れの原則等

- (1) 教育実習希望者が、直接本校に申込み、希望期間での実施が可能かを確認し、実施期間を確定する。
- (2) 対象者は、原則として桐生市の出身者又は在住者とする。
- (3) 実習期間は、原則として9月とする。
- (4) 本校における受け入れ人数は2名までとし、人数を超過する場合は申し込み順とする。
- (5) 申し込み期間以降の申し込みについては、原則として受理しない。
- (6) 教育実習受け入れ要項及び手続きに関わる書類は、本校HPよりダウンロードして使用することとする。

2 教育実習申し込みから実習までの手続きについて

年度	期間・期限等	関係機関等	内容
教育実習 前年度	7月1日～12月15日	【実習生】 ↓ 【本校】	・電話による申し込み ・第1回打合せの日程を決定
	第1回打合せ	【実習生】 ↓ 【本校】	・「教育実習申込書（様式1）」を提出 ・確認・受理の後、教頭面談 ※持ち物…様式1、印鑑、学生証
	第1回打合せ後	【本校】 ↓ 【大学】	・「教育実習受け入れ内諾書（様式2）」を送付
	内諾書受け取り後 1ヶ月以内	【大学】 ↓ 【本校】	・「教育実習依頼書」を送付（大学の様式による）
教育実習 実施年度	4月10日～4月30日	【実習生】 ↓ 【本校】	・4月1日以降に電話連絡 ・第2回打合せの日程を決定
	第2回打合せ	【実習生】 ↓ 【本校】	・「教育実習生調査票（様式3）」を提出 ・確認受理の後顔合わせ（校長・教頭） ※持ち物…様式3
	第2回打合せ後	【本校】 ↓ 【大学】	・「決定通知（様式4）」を送付
	決定通知受け取り後1ヶ月以内	【大学】 ↓ 【本校】	・「誓約書」を本校へ送付（大学の様式による）
	7月中旬 7月後半	【実習生】 ↓ 【本校】	・クラス体験 ・事前指導（教育実習についての打合せ）
		【実習生】 ↓ 【本校】	・教育実習実施

3 その他

- (1) 実習生の在籍する大学は、大学における教育実習事前指導等において、十分な事前学習を行う。また、保険の加入、予防接種の確認等を済ませる。
- (2) 本校は、本実習前の事前指導およびクラス体験を実習生に対し行う。